

## 第6回 官製談合防止法違反に係る再発防止検討委員会 報告書

1. 開催日時場所 令和2年12月21日(月) 13:30~15:30 委員会室

2. 今回事件が再発したことに對して外部委員の意見

### (1) A 外部委員

○今回の裁判内容や他の報告書に目を通して、現在のコンプライアンスガイドラインの内容はとても丁寧で良くできている。どんなに立派なコンプライアンスガイドラインを作っても、やはり守るのは職員の一人一人なので、コンプライアンスガイドラインに従うという前提が必要となってくる。

○今回逮捕された職員は、基本まじめと評価されている方が、なぜ事件を引き起こしてしまったのかを考えなければならない。それを考えると強いストレスの中で仕事をしていたのではないか。たとえストレスがあったとしても情報漏洩はしてはならない。それでもストレスが判断を誤らせたのではないか。

○子供たちの熱中症が心配される中で涼しい環境で授業を受けてもらいたい。予算の繰り越しができるかどうか。町内業者に施工してもらえば今後のメンテナンスが楽になる。本人の忙しい業務が楽になる。こういった脅迫的な労働環境で仕事をしていたのではないか。

○コンプライアンスガイドラインを生身の人間が守る前提条件として、過度のストレスを与えない。ストレスコントロールをする必要がある。仕事が過大にならないことが大切。

○ストレス管理がやはり必要。コンプライアンスガイドラインはある意味職員を縛ることになる。職員には過大なストレスかかってしまう。

○不当要求に関しては、課内、係内で統一的に対応し、決して一人にしない。そうすることでストレスの軽減に繋がる。

○職員のストレス軽減、そこに関する情報を前回対策には少し不足しているようである。

○前回対策には、町民に安心感・信頼感をもって対応と書いてあるが、職員はスーパーマンではない、無理なものは無理なこととして、職員も守らないといけない。今回の事件で町民を大切にすることは分かるが、そのことが職員には多大なストレスに繋がらないようにしないといけない。そうしないと職員のパフォーマンスが落ち、逆に町民に迷惑を掛けることになる。

### (2) B 外部委員

○前回対策を行って、それを元に職員研修を行ったが、町議員も指摘していたように、研修自体がどうだったのか。簡単な研修になっていなかったのか。

○工事に関する知識経験が十分でない事務職員が数軒掛け持ちで行っていたこと。アンケートにもあったゆとりある組織体制の構築。今回事件を起こした職員は一人で補助金申請や工事発注事務を行っていた。

○町議員が指摘しているように短い間で、同じ官製談合防止事件が再発してしまった。本当に同じ理由で再発してしまったのか。

○前回の事件は、仲間、友情というキーワードがある。

○今回は、そういった仲間とはとは全然違う、そういった意味からすると、今回はかなり一人で背負って事務処理をしていたことが要因として挙げられるのではないか。

○前回の対策では、業者と職員が親友関係にあったので業者とはある一定の距離を置きましょう的なことを主眼に対策を考えていたが、今回はそういった距離の問題ではない。何回も入札すると大変だから、一回で終わらせて仕事を減らしたいという気持ちが強く伝わってくるような気がする。

○だから、前回のように距離を更に空けましょうではなく、一人の職員が全てを背負っていた、これを解消してやることが一番の対策ではないかと思う。

○もう一つ、裁判でも検察官の冒頭陳述の中で、一人の職員が担っていたので、聞き出しやすかったと指摘があった。複数人いても聞きだしていたのかもしれないが、何人かで担当し、誰がキーパーソンか分からないようにしておけば、誰に聞いていいのか判断に迷うというようなことがあれば、今回の事件も防げたのかもしれない。ひょっとしたらここに突破口が見えてくるかもしれない。違う要因の仮説を立てて考えてみるのも有益ではないか。

○町議員が指摘しているように、倫理規程の条例化が何かを解決するのか。そもそも今回の原因は、処罰規定がゆるくて再発したということが原因なら、処罰規定を厳格に固めてしまうことも仕方ないかもしれないが、前は友情的、今回は誰の利益になるわけでもなく、早く工事が済むようにと思つてのこと。また前回は今回も金銭が動いているわけではない。こういったことは、条例化とか厳格化とかは馴染まないような気がする。

### (3) C 外部委員

○法令順守は、公務員の責務。

○今回の事件は教育委員会で起こったことで、教育委員会と役場との事務分担等はどうなっていたのか。起工、実施設計、入札、契約とか、町長部局と教育委員会の権限がどうなっているのか。

**回答** 町長部局と教育委員会との契約については、毎年4月1日に事務委任を行う契約を行っている。地方自治法第180条の2の規定で委任している。予算範囲内での収入、支出事務を委任。除外するものとして指名競争入札を挙げている。指名競争入札は企画財政課で行っている。

○財務規則のことで、波佐見町契約に関する規則というものがある。この中で、契約に関する事項で、まずは一般競争入札であって、次に例外として指名競争入札、例外の例外として随意契約がある。このことを職員が意識していたかどうか。1社随契はどういった根拠で行っていたのか。

**回答** 契約については、原則は一般競争入札となっている。その例外として指名競争入札や随意契約がある。指名競争入札については地方自治法施行令第167条第1項を適用し行っ

ている。道路工事など地域的な要件が入ってくるので、一般競争入札をするまでもなく、指名願いを出して参加資格を持っている業者だけでの指名競争入札を行っている。

○基本設計の随意契約の予定価格は50万円以下の場合か。

**回答** 設計業務などについては、少額の契約に随意契約ができる限度額は50万となっている。

○指名競争入札は5社以上か。

**回答** 規則において原則5社以上としている。但し、金額でも業者数は変わってくる。

○波佐見町建設工事に関する入札執行事務処理要領があって、年間発注計画を公表することになっている。公表することによって予防効果もあるのではないか。

**回答** 年間の工事計画を立てて報告する先は、要綱では総務課長となっているが、現在は入札事務は企画財政課で行っているため、企画財政課に報告となっている。HPなどを使って5月と10月に公表している。

○出来るかどうか分からないが、入札の時は工事内訳書の提出を求めている。この内訳書と予定価格が近い又は同じという時は、何かあると思って入札をストップすることができるのか。工事内訳書にそういった機能を持たせても良いのではないか。

**回答** 工事内訳書の提出目的については、入札に参加した業者がきちんと根拠を持った積算をしているのか、その確認のために提出してもらっている。

○波佐見町不当要求の防止に関する要綱があるが、その中で、業者から予定価格とか設計額とかの問い合わせがあった場合は、報告しなさいとなっているが、その報告義務の周知徹底はなされていたのか。

**回答** 不当要求があった場合は、確かに責任者に報告することになっているが、今回どれだけ意識していたかといえば、確かに指摘いただいたとおり今回は希薄だったのではないかと考えている。

○文書管理で、文書取扱責任者を置くとなっている。この文書管理をうまく使うことによって、今回のような事件の抑止効果につなげられないか。

**回答** 文書管理については、文書管理責任者は各課の係長をもって充てるとなっている。抑止効果については分からない。

○倫理規程の問題で、何回読んでも読みづらい。禁止行為があって、その次には例外規定が設けられている、それと、金品はもらうことはできないとなっているが、今回の事件で問題となった情報漏洩に関する規定はなかった。

**回答** 職員倫理規程が読みづらいについては、確かにその通りで、今回はより分かりやすいように具体的事例のQ&Aを作成することとしている。情報漏洩も盛り込みたい。

○今回は倫理のことが中心となっていたが、今回の事件の原因は契約ではないかと思う。契約に関しての認識・知識については大丈夫か。また、研修について、研修規程みたいなものがあるのか。研修については、もっと充実させていかなければならない。

**回答** 職員研修については、研修規程等はない。また長崎県町村会が主催している契約事務研修に参加した職員から良かったとの意見もあるので、役場全体での研修を検討している。

(4) 町職員からの質問等

○町職員質問 不当要求問題で条例化の検討の中で、不当要求対応マニュアルは規則なりで分かるようにした方がいいか。

外部委員回答 ルールを作るのは良いけど、一旦条例で作ってしまうと大変になる。こういった規則的なモノはぬかみそを作るように、(毎日)何かあった毎に改正できるようにしておいた方がいい。また、皆が守れないようなルールも作る必要はない。不合理だったり、無茶苦茶なルール、守れないルールは作らないこと。

○町職員質問 職員の仕事量が問題となっている。確かにオーバーワークをしていたとも指摘されている。このことについてご意見を伺いたい。

外部委員回答 仕事量が過重になってそれがストレスとなって今回のような事件を引き起こしたのではないかと思っている。過重な仕事がコンプライアンス違反とか過労死とかに繋がってくる。しかし、一般的には職員がオーバーワークしているかどうかは町民からは見えないだろう。オーバーワークにどう対応するか、一人に任せないでグループで対応するようにしないと、その個人がもたないと思う。組織としてきちんと対応した方が良いと思う。

○外部委員質問 相見積もりで他社の見積りを依頼したということはどういうことか。

町職員回答 随意契約では5万以上については複数者から見積りを徴収することになっているが、それを今回の談合相手の業者をお願いして別の会社の見積りを持って来てもらっていた。

○外部委員質問 事前に相見積もりでそういった不正があったということであれば、今回の事件を防ぐ方法としては、予定価格を事前に公表するか、相見積もりを依頼していない業者をお願いするとか対策をしないとイケないのではないか。相見積もりを依頼した業者からの辞退を待っているのはおかしいのではないか。あまり話題となっていないが、解決しなければならぬ問題ではないか。

町職員回答 役場内で積算できないものは民間に参考見積りという形で依頼している。そういった業者は自分が出した参考見積りを使って工事が積算してあるので、他社と比べて入札が有利ではないかという意見もある。しかし参考見積りはあくまでも参考ということで出してもらっている。実際、そうやって協力してくれたところを本番で見積り依頼を行わないということになれば、信頼関係に波及してくるので、本番の見積りを依頼することは適当と考えている。

外部委員コメント 今回の公正でない相見積もりが事件につながったということであるが、何の見返りもなく見積りだけを業者に頼む時は見積り費用が掛かってくるので、いろんな知恵を出し合って相見積もりをしていかなければならないのではないか。

○町職員質問 第1部会の考え方について、今回事件を犯した職員は真面目と言われ、そんな職員でも法を犯してしまったと入札制度自体がおかしいのではないかと問われている。しかし、官製談合が絶対できないという入札制度は見当たらない。もしあったとしたら全国的に広まってこういう事件は起きていないと思う。一つの解決手段として予定価格の事前

公表があるが、デメリットもあり、結果的には回りまわって町民が被害を受けるので、本町では事前公表はしない方向で検討している。入札制度の見直しとして他自治体や県の先進的な制度を参考に検討している。何かアドバイスをお願いしたい。

**外部委員コメント** 今回概算見積をした業者が入札に参加していた。自ら辞退するという事は酷なこと。町が今回の入札から外すべきだったとか報告書には書いてあったが、この対策を何かする必要はないのか。

**町職員回答** 県でも参考見積を出した業者を外すということはしていない。

**外部委員コメント** 長崎スタイルとして通っているということのようだが、報告書には不正の温床的なコメントがあるので、これに対する答えを出していかないといけないのではないか。

○**町職員質問** 今回の事件では携帯電話の件も取り上げられている。事件との関連性をどう判断されるか。

**外部委員回答** 今回はわざわざ自分から事務所に出向いて設計額を教えたということで、そういう人から携帯電話だけ奪っても何も変わらないのではないかと。それと警察は携帯が悪魔の道具的な扱いをしているが、大学の授業ではむしろ調べ物や計算機として使っている。またバスの時刻表とかも利用している。それと今回漏洩した設計額は音声だけではなくいろいろな方法でも教えられる。スマホを持つなどと言われていた昭和の高校生ではあるまいし。携帯以外でもいくらでも伝達手段はあって全てを防ぎようはない。

**外部委員質問** 個人の携帯？公用？

**町職員回答** 個人の携帯。

**外部委員コメント** 携帯を掛けたいけないというルールは正直意味わからない。

**町職員回答** 確かに今回の事件の最初の連絡は携帯電話からということだったと思う。だから携帯電話が問題として取り上げられていると推測しているが、波佐見町は小さな町で、仕事以外の自治会やPTAや消防団などで、業者の方との接点がある。そういったところまで携帯の規制は掛けられないと思っている。議会の考え方として原則禁止として例外として…という風にと話はあっている。実態に沿うような形でルールを設けることを検討している。

**外部委員コメント** 時間外の個人用携帯の監視は誰がするのか。自分で管理することになると思うが、これはどうなのか。現状に合わないことを強制することはどうなのか。

**外部委員コメント** 携帯電話を制限する根拠はないと思う。職員にだって権利はある。職務専念義務だけで携帯電話を制限できるのか、理詰めでの対応ができるのか疑問に思う。

○**町職員質問** 見積合わせの件で、業務委託をする際に、相手業者がなかなかいない業務については参考見積をもらう時も、相手業者が分からない、見つからないという時がある。こちら辺りで何かアドバイスをもらえないか。

**外部委員コメント** 今回の業者は自分で積算していて建設新聞との数字とかけ離れていて不安になって職員に聞いたと言っている。こういった積算能力がないところに依頼してはいけない。一つ見方を変えると、積算を依頼しちゃんとした答えを導き出せるということでは

あれば、ちゃんとした業者かどうか分かる。そういう手段で依頼するのも良いかも知れない。

**外部委員コメント** 見積りに関しては県の出納局はいろいろな事例を持っているはずだから、出納局に一度確認してみてもどうか。

○**外部委員コメント** 大切なことは、見積りや携帯ではないだろう。自分はストレスだと思う。

○**町職員コメント** 今日の議論の中では、単に文字を並べただけでは意味がないのではないかと。具体的にその作ったものをどう実行していくか、あるいは実行できるような体制をどう作っていくか、職員にそのような観念をきっちり植え付けさせるためにはどうすればいいか。職員にどう理解してもらおうか、それが徹底できるかということになると思う。

### 3. 今後のスケジュール

第2部会で検討している条例・規則、コンプライアンスガイドライン、Q&A、研修について、1月20日（水）午後から検討委員会を開催し、外部委員の意見を伺う。

第1部会については、2月上旬外部委員の意見を伺う予定。